

多重債務者救済は生活再建支援を軸に

多重債務者問題研究会代表

横浜国立大学教授 西村 隆 男

研究会の発足

多重債務者問題の解決には、債務者自身の生活自立への強い意思や、債務者の生活再建への家計管理支援が不可欠との考えを共有する司法書士、社会福祉士、F.P.、マスコミ関係者、教員、研究者らさまざまな分野の専門家が集まり、当研究会は二〇〇二年に発足した。問題の解決に法的解決が必要であり有効であることは勿論であるが、果たしてその後の債務者の生活自立へのフォローアップはどれだけでできているのだろうか。私たちが、「多重債務」を問題にするのではなく、「多重債務者」を問題とするゆえんである。

提言書の提出

当研究会では、一昨年にも生活再建のメニューを示した提言書を提示したが、今般の貸金業法改正や多重債務者対策本部設置などの

大きな変化に合わせて、二〇〇七年一月、改めて金融庁、関係省庁、日弁連をはじめ関係団体等へ、家計管理支援の重要性を主たる骨子とする六項目にわたる提言書「多重債務者の生活再建支援のあり方について」を提出した。以下ではその概略を紹介する。

ホットラインの設置(提言①)

現状は、公私さまざまな相談窓口のあることさえ知らず、時機を逸してしまう多重債務者が少なくない。したがって、多重債務者が容易にコンタクトできる専用窓口を喫緊に設け、その告知に努めることが不可欠である。具体的には、現在の種々の主体が運営する相談窓口とは別に、各都道府県や市町村への「多重債務者ホットライン(仮称)」の設置が望まれる。公的貸付制度の整備(提言②)

低所得者が生活資金に不足を生

じ、借り入れを決心する初期の段階で、高利の民間消費者ローンを利用することなく、低利で一定額の借り入れ可能な貸付制度の整備が求められる。社会福祉協議会が扱う生活福祉資金貸付事業の改善や、自治体、弁護士会、金融機関を加えた四者協力による低利貸付事業も検討する必要がある。

生活支援サポートセンターの設置(提言③)

多重債務を負った相談者に対し、自尊心や自信を回復させ、自力で生活再建ができるための支援が必要である。そのためには、カウンセリングに熟達し、家計管理技能にすぐれ、社会保障制度や就業支援にも明るい専門性を備えた相談員による適切なカウンセリングが求められる。相談者の債務状況、家計状況等から判断し、生活再建のための適切な家計診断や家計管理プログラム等の活用による継続的支援を行い得る相談窓口「生活支援サポートセンター(仮称)」の全国設置が望まれる。

家計管理支援プログラムの開発(提言④)

多重債務者の生活再建には家計管理支援が不可欠であり、その任

にあたるカウンセラーが一定のノウハウを持って対処するためのプログラム開発やマニュアルの作成が必要である。

生活支援カウンセラーの育成(提言⑤)

「生活支援サポートセンター」(提言③)を支える人材として、消費者法、心理学、社会福祉、家計管理、家族関係、職業訓練等に関する知識、カウンセラーとしての技能などの研修を積んだ生活支援カウンセラーの育成が不可欠である。当面は、実績のあるクレ・サラ被害者の会相談員、弁護士・司法書士事務所スタッフ、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員らの活用が望まれる。

金融経済教育の推進(提言⑥)

救済と教育は問題解決への車の両輪である。健全な金銭管理の習慣は、子どもの発達と共に育まれることが望ましい。とくに学校教育の中で、クレジットやローンのシステム、悪質商法等の現状を知り、節度ある利用の大切さを学ぶ時間を確保することが肝要である。

*研究会HP <http://financial.education.co.jp/taiyusainu.html>

【提言書】

多重債務者の生活再建支援のあり方について

2007年1月

多重債務者問題研究会
代表 西村 隆男
(横浜国立大学教授)

多重債務者問題は30年以上前から問題視されながら、個人の契約責任の問題として、その本格的な対応はなされずにきた。しかし、消費者信用市場は拡大の一途をたどり、多重債務者200万人と言われ、2000年前後から、自己破産申し立て件数が毎年のように20万人を超えるなど、大きな社会問題となっているが、一般に国民の問題意識は低い。警察庁の統計によれば、負債や生活苦など「経済・生活問題」を動機とする自殺が1998年頃から急増しているという。こうした状況下、各方面で問題解決への緊急の対応が論じられ、上限金利の見直しを求める声が高まり、二重金利を否定する最高裁判決も出て、ついに昨年末、改正貸金業法が成立した。

当研究会は、2002年の8月より、1990年以降、急増してきた自己破産者ならびに多重債務者の生活再建支援のあり方に焦点を絞り、市民レベルで検討を重ね、2004年12月に意見書を各所に提出してきた。折りしも、米国においては、一昨年カウンセリングと債務者教育が義務付けられた破産法改正が実現されるなど、問題の広がり指摘される中で、今回の貸金業規制法の抜本的改正を機に、改めて再度の提言をする。

特に今回改正を機に、このほど政府に設置された「多重債務者対策本部」の具体的実施に少なからず参考とされることを切望する。

提言1 多重債務者の相談ホットラインを、各都道府県にすみやかに整備する。

この数年の間に、特定調停、給与所得者再生手続きなど法制定が進み、破産免責一辺倒だった問題解決の幅が広がった。また、1987年に設立された代表的な相談機関である日本クレジットカウンセリング協会をはじめ、家計管理指導に軸足をおく金銭管理カウンセリング事業団が開設9年目を迎えるなど、一定の成果が見られた。しかし、不況を脱し、いざなぎ景気以来の好景気が続いているといわれながら、「格差社会」が進行し、その恩恵にあずかることのない低所得者層では深刻な多重債務に陥る例が後を絶たない。

関係窓口への相談では、2度目の破産申し立てなども見られ、法的解決のみでは、実質的な生活再建が困難な状況もうかがわれる。そのため健全な家計管理・生活設計支援、就業支援などが大きな課題となっている。

今回の法改正による、貸金業者のいわゆる「貸し渋り」によって、返済に行き詰る多重債務者が激増すると予想される。その一方で、多重債務の解決法や相談先が分からない多

重債務者が大半を占め、ヤミ金融被害者が爆発的に増えるおそれもある。そこで、多重債務者が心理的な壁をあまり感じない身近なところで、多重債務者問題に詳しい専門家による、親切的な「入り口」のアドバイスを気軽に受けられるようにすべきである。

現状は、公私さまざまな相談窓口のあることさえ知らず、対応が遅れる多重債務者も多い。各窓口はそれぞれ得意分野があり、さまざまな事情を抱えた多重債務者にとって、どこにいけば解決につながるか、分かりにくい面があった。そのため、多重債務者が容易にコンタクトを取りやすい専用の窓口を設け、その告知に努めることが不可欠である。

具体的には、現在の種々の主体が運営する相談窓口とは別に、各都道府県または市町村への「多重債務者ホットライン（仮称）」の設置が望まれる。各自治体は、同時に、広報紙や新聞への案内記事掲載の依頼などを通じて、多重債務の解決法や相談先、ホットラインについての住民啓発を徹底すべきである。

なお、ホットライン設置にあたっては、昨年開設された法テラスが、現在のところ他機関紹介的な側面が強く、早期の解決につながりにくいとの指摘がある点にも十分配慮しなければならない。

提言 2 多重債務者に陥ることを避けるための柔軟な貸付制度を整備する。

多重債務者は、一般に利率には関わりなく、借り入れやすいものから借りはじめ、次第に複数業者から借り入れを重ねる行動を取る。計画性の欠如も指摘されるが、やむなく高利の借り入れを余儀なくされることも少なくない。低所得者が生活資金に不足を生じ、借り入れを決心する初期の段階で、民間の高利の消費者ローンを利用することなく、一定額の借り入れ資金を低利で借り入れることが可能な貸付制度の整備が求められる。具体的には次のようなものである。

① 社会福祉協議会が扱う生活福祉資金貸付事業についての改善

- 1 借受相談から貸付実行までの期間の短縮を図る
- 2 緊急小口資金貸付未実施の自治体は速やかに実施を行う
- 3 市町村社会福祉協議会に専任の担当者を配置し、貸付相談体制の充実と民生委員と共に借受世帯に対する援助・指導を行える体制を整える
- 4 民生委員に対する実効性のある援助・指導の研修を実施する

② 民間型低利貸付事業の全国的ネットによる整備

自治体、弁護士会、金融機関を加えた四者協力による低利貸付事業を目指す法人設立を支援する。この事業では、たんに融資のみを行うだけでなく、必要に応じて就労支援や<提言 4>に述べる生活支援カウンセラー等と連携した家計管理指導などが受けられる体制を整える。

岩手県消費者信用生活協同組合や労働金庫の多重債務者救済制度は、利息制限法の上限金利に基づく借り入れ残高の引き直し計算がなされた上の借り換え融資である。なかでも同時に行われている家計管理カウンセリングは特筆すべきものがあり、

場合によりメンタルな支援も行われており、不良債権化の比率が低い。消費者金融業からの貸付も受けられない低所得者が利用できる生活資金の民間低利貸付事業を、同信用生協や労働金庫をモデルに拡大させ、自治体などが住民に周知していくべきである。

併せて、効果的な援助を行うため、福祉行政における人権擁護の立場から、高齢者や障害等を伴う多重債務者、および借金を主原因とするホームレスへの生活支援アプローチ体制についての調査研究を行う。

提言3 「生活支援サポートセンター（仮称）」を全国に設置する。

多重債務を負った相談者に対しては、自尊心や自信を回復させ、自力で生活再建ができるための支援が必要である。そのためには、カウンセリングに熟達し、家計管理技能にすぐれ、社会保障制度や就業支援にも明るい、専門性を備えた相談員による適切なカウンセリングが求められる。現状の多重債務者相談は、弁護士、司法書士ら法律家による法的解決が中心である。債務者の将来にわたる生活再建に欠かせない家計管理指導やカウンセリングは、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、業界窓口担当者等により行われてはいるが、組織的なものではなく、個人の志に頼るところが大きく、その力量に差も大きく、地域によるばらつきも多い。

現在稼働している日本クレジットカウンセリング協会は、弁護士による法的処理に軸がおかれ、家計支援や心理面のカウンセリングが十分行われているとは言い難い現状にある。したがって、相談者の債務状況、家計状況等から判断し、生活再建のための適切な家計診断や家計管理プログラム等の活用による継続的支援を行いうる相談窓口「生活支援サポートセンター（仮称）」の全国設置が求められる。具体的には<提言5>で示す「生活支援カウンセラー」を配置したものであるが、当面は、現在ある資源として、金銭管理カウンセリング事業団のカウンセラー、クレ・サラ被害者の会の相談員、司法書士事務所あるいは弁護士事務所スタッフ、経験ある消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員らを活用し、カウンセラーとして複数配置し稼働させていく必要がある。

なお、相談に際しては、面談を原則とする。また、本人の自助努力を支援する意味のみならず、相談機関の運営資金確保のためにも、相談者の過重な負担にならない程度の一定額の相談料負担は課すべきであろう。そのためには、弁護士法違反とならない形を明確化することに関し、公的な場で議論がなされる必要がある。

提言4 家計管理支援プログラムを開発し、マニュアルを作成する。

多重債務者は、基本的な家計管理ができていない場合が少なくない現実がある。

自らの収入や支出の把握もままならず、不足すれば借り入れを繰り返し、やがて多重債務に陥るケースや、不十分な収入のまま高額商品を契約するケースなども見られる。

こうした状況に鑑みて、債務者の生活再建には家計管理支援が不可欠であり、その任にあたるカウンセラーが一定のノウハウを持って対処するためのプログラムの開発やマニュアルの作成が必要である。

当研究会では、家計管理支援プログラムの具体例として、別添の家計管理シートを考案した。このようなツールの活用によって、法的処理のみに留まらない家計管理指導までの支援を行うことも可能になる。したがって、カウンセラーのみならず、司法書士および弁護士事務所などでも、幅広く活用されるよう普及が図られるべきである。また、クレ・サラ被害者の会や自治体においても活用されることが期待される。

提言5 「生活支援カウンセラー（仮称）」を育成し全国に配置する。

<提言3>に示した「生活支援サポートセンター」を支える人材として、次のような専門的技能の育成が欠かせないものとする。また、そのため、時代状況に対応した本格的な新たな資格制度の導入によるカウンセリング機関の整備が必要である。具体的には次のように考える。

- ① 多重債務者の生活再建支援の専門的資格として、「生活支援カウンセラー」を養成する。基礎となる学習項目は、消費者法に関する知識、心理学に関する知識、社会福祉に関する知識、家計管理に関する知識、家族関係に関する知識、職業訓練に関する知識、カウンセラーとしての技能、などである。
- ② 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、ファイナンシャルプランナー、社会福祉士、家庭科教諭、司法書士の有資格者には一部科目を免除する。また、実務経験者の資格取得においては一定の考慮をする。
- ③ 人材育成に当たっては、家政・生活科学系学部をはじめ社会福祉学部、経済学部等に生活支援カウンセラーの養成カリキュラムの開発・設置を依頼する。
- ④ 養成され資格認定を受けた生活支援カウンセラーの全国配置に関しては、当面は消費者相談の地域資源として、消費生活センターを活用して専任スタッフとして登用する。
- ⑤ ソーシャルワーカーや民生委員らと生活支援カウンセラーとの協働を実現させる。

また、カウンセリング制度の活用を推進するためには、債務者が早期にカウンセリングを進んで受けるインセンティブが不可欠であり、受診の記録が信用情報機関にプラス情報として蓄積されるシステムの構築も検討が必要であろう。

提言6 金銭管理や消費者信用に関する金融経済教育を推進する。

多重債務者を発生させないための教育活動もまた、その渦中にある人への相談救済体制の整備とともに欠かせない。言うなれば、救済と教育は問題解決への車の両輪である。健全な金銭管理の習慣は、子どもの発達とともに育まれることが望ましい。また、学

学校教育の中で、クレジットやローンのシステムや悪質商法などの現状を知り、節度ある利用の大切さを学ぶ時間を確保することが肝要である。政府・金融庁においても、2002年11月に続き、2006年9月に長官名で「学校における金融教育のいっそうの推進について」と題する意見書を重ねて文部科学省に発信したところである。今日の多様化、複雑化する金融関連商品の実情に鑑みても、金融経済教育を推進する早急な対処が必要である。具体的に以下に示す。

- ① 金銭管理に関する基本的な生活習慣を身に付ける教育を、家庭や学校、地域などで幼少期から行いやすい環境を整える必要がある。そのために、家庭でその大切さを理解し、正しい情報を発信するため保護者へ向けた研修会の開催などを促進させる。
- ② 学習指導要領の改訂に際し、独立科目として「消費者教育（あるいは消費者市民教育）」を導入する。また、生活経済を学習する家庭科や、金融や消費者保護制度を学習する社会科、公民科などの教科の中で、いっそうの現実に即した内容の充実を図り、習得できる授業時間を十分確保するべきである。
- ③ 教育現場に即したカリキュラムや教材の開発を促し、教員への研修を充実させる。
- ④ クレジットやローン、悪質商法などに関して、現在、司法改革の一環として検討中の法教育に明確に組み込む。
- ⑤ 社会人に対する多重債務者問題に関する認識を強化させるために、教育の機会の確保や啓発、消費者情報の提供をいっそう促進する。また、消費者被害の防止のためには、高齢者や障害者への情報提供の機会を拡大させて、こうした情報の届きにくい層への啓発を徹底させる。
- ⑥ <提言3>で誕生する「生活支援カウンセラー」を教育の場でも活用する。

連絡先 横浜国立大学消費者教育研究室
(tel/fax) 045-339-3308
(E-Mail) takaon@ynu.ac.jp

ワークショップ《生活支援プログラム》

※ひとつの相談事例をもとに、債務整理→家計管理・カウンセリング→福祉の視点、の順に、グループワークと解説で進行。問題点を参加者どうしで討論し、解決策を検討する。

■■■相談事例■■■

◆相談者プロフィール

【1】家族構成

夫：多田重男 45歳 アルバイト（国民年金・国民健康保険）
妻：多田債子 44歳 パート（国民年金・国民健康保険）
長女：19歳 美術系専門学校2年生
次女：18歳 美術系専門学校1年生

【2】債務の状況

総債務額：約1000万円（別紙のとおり） 過払い返還の見込みはない。

【3】収入

夫：現在の仕事は郵政公社事務アルバイトで経験2年。勤務地は川崎市内。
月収30~35万円。賞与1回15万円×年2回。退職金なし。
妻：現在の仕事は広告代理店のパートで経験2年。勤務地は横浜市戸塚区内。
月収10~12万円。賞与1回5万円×年2回。退職金なし。

<預貯金> 夫5万円、妻5万円

【4】住宅

横浜市中区 マンション（10年前に購入）約50平方メートル（3DK）
マンション価値：800万円 / 住宅ローンの債務残高（夫名義）：900万円

【5】車

初年度登録平成9年日本製ワンボックスカー1台（ローンなし）

【6】保険

生命保険契約5件（夫婦合わせて） / 解約返戻金：夫5万円、妻20万円

【7】家族の希望

- ① マンションは手放さずに住んでいたい。
- ② 車（ローンなし）とテレビ（平成17年購入、40インチ大型、夫ローンあり）も手放したくない。

【8】その他

- ① 全員健康である。
- ② 妻は絵本製作の趣味があり、高じて収入を得ているが、ほとんどが経費である。
- ③ 夫婦とも収入条件のもっとよいところを探している。
- ④ 子どもたちは美術系専門学校に通学、授業料は年間2人で100万円を要する。

バランスシート

資産		負債	
預貯金	10万円	消費者金融等	1100万円
マンション	800万円	住宅ローン	900万円
保険の解約返戻金	25万円		
資産合計	835万円	負債合計	2000万円
			◇純資産 -1175万円

家族の借入状況

債権者 番号	夫の債権者(住宅ローンは除く) (借入下記残債務は制限利率で再計算済み) 債権者名	債権額
1	トндеモクレジット株式会社	2,799,710円
2	SSJコスモ株式会社	1,025,896円
3	株式会社 フィラ	98,531円
4	株式会社 セントルイス	305,530円
5	株式会社 セントルイス (TV購入割賦債務)	524,400円
6	株式会社 エムシーカード	1,124,321円
7	株式会社 ワイ・エフ カード・サービス	214,023円
8	株式会社 ヒーデーカード	91,159円
9	社団法人 保証基金協会	114,250円
10	(株)エントリーコーポレーション	116,002円
	合 計	6,413,822円

債権者 番号	妻の債権者(住宅ローンは借りていない) (借入下記残債務は制限利率で再計算済み) 債権者名	債権額
1	三菱住友カード株式会社	372,941円
2	ポケットキャッシュ株式会社	492,996円
3	ジー・シー・クレジット株式会社	485,389円
4	クレジットサービス株式会社	375,369円
5	実の弟	2,600,000円
6	株式会社 まるいカード	90,177円
	合 計	4,417,772円

* 子2人は債務借り入れ無し

◆家計の現状◆ (平成 19 年 2 月分 最近の平均的な収支額) ※本人記入

収入		支出	
夫の給料	360,000 円	住居管理費	15,000 円
妻の給料	127,000 円	住宅ローン返済	35,000 円
長女※	0 円		
次女※	0 円	食費	50,000 円
賞与の取り崩し	50,000 円	外食費	40,000 円
		電気/ガス/水道代	30,000 円
		電話代	22,000 円
		新聞・雑誌代	10,000 円
		生活用品雑貨代	10,000 円
		医療費	0 円
		教育費	0 円
		洋服代	11,000 円
		交際費	14,000 円
		交通費	13,500 円
		切手・振込料	2,000 円
		夫のこづかい	50,000 円
		妻のこづかい	60,000 円
		駐車場代	14,200 円
		ガソリン代	11,300 円
		車検代(3回払の1回)	40,000 円
		国民年金・国民健康 保険料	0 円
		生命保険料	66,000 円
		債務の返済	160,000 円
収入合計	537,000 円	支出合計	654,000 円
		赤字分	117,000 円

※ 子どもたちはアルバイト収入が 4 万円程度ずつあるが、家計に入れず、昼食代や小遣いとして使っている。

◆生活状況の聞き取り

【1】経緯

10年前、夫の勤務先が倒産。その前の勤務先は相応の収入で、妻も仕事をしなくても不自由ない生活をしてきた。収入が減ったので賃貸の家賃より安いと考え、今のマンションを購入して転居した。

【2】夫について

- ① 失業後、2～4年のサイクルで離職と就職を、2～3回繰り返している。現在も給与等の条件の良いところを探している。
- ② 減給されたり失業・転職の職探しの時期には、好きなスロットによく行く。
※依存ではない様子。(ただし、妻の談。医師等専門家の診断ではない。)

【3】妻について

- ① 転居する前は仕事をしていなかったが、夫の収入が減ったので、アルバイトを始めた。
- ② 勤務先はよく変える。夫同様、条件の良い仕事を探している。次の仕事が決まるまでの間、1、2か月は無収入のこともある。
- ③ 絵本の制作が趣味で、費用はかかるがやめられない。絵本制作は副収入もあり、将来その方面の仕事に就きたい希望を持っている。ただし、例えば10万円の収入に対し経費が6万円ほどかかるなど、今のところ利益はあまり見込めない。

【4】子どもについて

子ども2人の学費は、支払が見込めないので実の兄弟に頼んでまだ返済していない。

【5】車について

- ① 10年ほど前に子どもが小さいと遊びに行くのに便利、との理由から購入。
- ② 通勤や仕事には使っていない。
- ③ 子どもが大きくなった今も、夫婦とも車生活に慣れており、どこに行くにも手離せない。

【6】テレビについて

- ① 大型テレビを購入した理由
 - ・子どもが大きなテレビをほしがった。
 - ・妻が絵本制作のため色調が大事だからといった。
 - ・夫本人がテレビが好きだった。
- ② クレジット分割なら払えると思った。

【7】生活の様子

- ① 夫婦とも働いているので外食が多い。仕事をしているのだから食事くらいはおいしいものを食べたと思っている。妻の絵本制作の仲間との会食も外食費に含まれている。
- ② 夫婦とも酒好きで、夫婦で居酒屋に行くことが多い。子どもと出かけることはない。
- ③ 水は健康のため、飲料用のペットボトルを常時購入している。
- ④ 実家がともに地方なので、里帰りに飛行機を使い、冠婚葬祭の付き合いの出費もある。足りないときは借りている。

【8】保険

- ① 国民年金・国民健康保険の保険料は、未納、滞納している。
- ② 夫婦とも定職ではないので、将来の医療費の備えのため加入している、子ども達の保険も契約がある。契約者はすべて夫婦いずれか。

<ワークショップの進行>

- ① 相談事例をもとに、数人のグループで、家計の状況とヒアリングから改善すべき課題を発見し、どのような方法で改善できるか対策を話しあう。
- ② 話し合った結果を「生活再建シート」にまとめる。
- ③ グループごとに発表し、家計管理とカウンセリングのポイントを確認する。

生活再建シート

	課題（改善するところはどこだろうか？）	対策（どのような方法で改善できるだろうか？）
これまでの経緯		
現在の家計と生活		
将来の家計と生活		

生活再建シート

	課題（どこを改善すればよいだろうか？）	対策（どのような方法で改善できるだろうか？）
これまで の経緯 で	<p>①失業中にスロットにハマってしまう（依存症か）。</p> <p>②夫婦とも非正規雇用の転職を繰り返す。</p> <p>③ある程度予測できた子どもの進学に、教育資金の準備をしていなかった。</p> <p>④貯蓄がない、債務返済で苦しいのに、授業料のかかる専門学校に進学させている。</p> <p>⑤住宅空間や家計に見合わないテレビをローンで買っている。</p> <p>⑥ほかに、子どもの塾や習いごと、妻の趣味、食費など、失業前の生活水準を変えられず、不足を借りに頼った可能性がある。</p>	<p>①依存症の可能性がないか、病院など専門機関で相談し、適切な対処をする。</p> <p>②ハローワークなどで相談して、正規雇用に結びつく職選びをする。</p> <p>③・目先だけでなく将来のことを考えて計画的な生活をする。 ・家計でいえば積立。目標金額と期限を具体的に設定する。</p> <p>④子どもたちに状況を話していない可能性がある。家族に話し、安易に借りるのではなく、奨学金制度等を探したり、子どもたちが親戚から借りて将来返す、という方法も考えられる。</p> <p>⑤ほしいと我慢できないところがある。クレジットカードや分割払いで物を買わないと決める。</p> <p>⑥生活の状況が変わったときには、家計を記帳し、収入に見合った予算立てをする。</p>
現在の 家計と 生活	<p>①国民健康保険の保険料を払っていないのに、生命（医療）保険に入っている。</p> <p>②生命保険料は、契約内容にもよるが、一般的な家庭（月2～3万円）より多い。</p> <p>③外食費が多い。</p> <p>④夫婦それぞれのこづかいの額は、家計が赤字なのに多い。用途が不明である。</p> <p>⑤仕事や生活にどうしても必要とはいええない車にかかる費用が多い。</p>	<p>①・まず国民健康保険の保険料を払う。 ・先に自己負担が3割ですむ国保が先。民間の保険・共済はその補充である。社会保険の意味を理解し、優先順位を考えるようにする。</p> <p>②・必要な保障か、保険会社に内容を確認し、整理する。 ・営業担当者の勧めるままに契約や契約内容の変更をしない。 ・保険でリスクのすべてをカバーすることはできないことを理解する。</p> <p>③・外食は週1回とかイベントにある日、と決めておく。 ・妻の趣味の付き合いは妻のこづかいから出して、趣味にかかる費用をきちんと把握する。</p> <p>④こづかいで賄う範囲と家計費の範囲を区別して、こづかいの内訳もそれぞれこづかい帳につける。</p> <p>⑤車を思い切って手放す。現在の車を廃車にしたら次は買わない。</p>

<p>①子どもたちの授業料の支払ができない。</p> <p>②夏休みと正月に帰省する交通費がでない。</p> <p>③国民年金の保険料を支払っていない⇒将来無年金か、年金額が少なくて生活に困る可能性がある。障害を負ったとき障害年金が出ない可能性がある。</p> <p>④1、2年中に子どもたちが20歳になり、国民年金の被保険者となり、保険料の支払が発生する。(1人月14100円)</p> <p>⑤病気で働けなくなれば、アルバイトなので減収となり、医療費もかかる。備えとしての貯蓄残高が少ない。</p> <p>⑥司法書士の立てた債務返済計画は3年、その間に子どもたちも卒業・就職するので、この3年を乗り切ることが課題である。</p>	<p>①これから積み立て、後期や来年の授業料を準備する。困難な場合は学校に相談する。(奨学金、ローン等)</p> <p>②飛行機代の積立を始める。</p> <p>③まず、すぐに納付を始める。余裕が出てきたら、追納も。</p> <p>④払えなければ学生の納付特例制度を使い、未納にはならないようにする。</p> <p>⑤緊急時に備えて積立の残高を増やす。</p> <p>⑥子どもたちへの協力を要請し、無駄遣いせず、就職活動や学業にしっかり取り組むようにする。</p>
--	--

まず3か月、はじめてみよう

◆自立のための家計管理プログラム◆

相談者のみなさまへ

借金の問題は、自己破産、特定調停、個人再生、任意整理など法律的な手続きによって、ほとんど解決することができます。

あなたも借金や返済に追われる生活から、解放されるのです。

ただ、その後の生活では、たとえ生活費が不足しても、もうカードを利用することはできません。

今は「借金さえなくなれば」というお気持ちでしょうが、借金がゼロあるいは大幅に減っても、収入の範囲内で生活していくことは、それほど簡単なことではありません。

法律手続は、いわば手術です。手術後のケアを怠ると再発の恐れが決して少なくないのです。

二度と同じ苦しい経験をしないためにも、家計をコントロールする方法を知り、実行しましょう。

このパンフレットが、みなさまの今後の人生設計の一助になれば、幸いです。

多重債務者問題研究会

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-2

横浜国立大学西村隆男研究室内

TEL/FAX 045-339-3308

*****市 商工課 くらしの相談室

TEL*****-*****-*****

3か月でわかる私とお金の関係

1か月目 【テーマ】ひと月の生活費を知ろう

まず1ヶ月の生活費を、大まかに把握しましょう。

方法は、必ず家計簿や金銭出納帳に記帳するだけではありません。

- ① レシートを集める
- ② スケジュール帳に記入する
- ③ ケータイにメモする

など、自分の実行しやすい無理のない方法で行いましょう。

右のような簡単な家計シートを使ってもよいでしょう。

..... 次の月の予算を立てましょう

2か月目 【テーマ】問題点を探そう

1か月の生活費がわかったら、どんな問題があるか探してみましょう。

たとえば……

- ① 収入より支出が多い
→節約の方法を考える。収入を増やす方法はないか。優先順位を考え直す。
- ② 家族が協力してくれない→家計簿を見せる
- ③ 食費：外食・嗜好品（お酒、タバコ、お菓子など）飲料（ペットボトル）
- ④ 住居費：家賃が高い→公的住宅に入居する、実家に戻る
- ⑤ 保険：保険に入りすぎている→整理する
- ⑥ コンビニやドラッグストアの利用が多すぎないか→入らない、前を通らない
- ⑦ 車関係（どうしても必要か）→手放す
- ⑧ 急な出費（冠婚葬祭など）が心配→お金を貯める
- ⑨ 子どもにお金がかかる（今後かかりそう）→奨学金や減免の制度を調べる

..... 次の月の予算を立てましょう

3か月目 【テーマ】問題点を意識して生活してみよう。

改善点と反省点を確認してみましょう。

..... 次の月の予算を立てましょう

4か月目以降 これまでの3か月のステップを繰り返します。

★3か月実行してみると、生活費の幅を実感することができます。

★もし途中で分からないこと、困ったことがあれば、遠慮なく相談してください。

__月の家計

●今月の収入

前月のくりこし金	円	※金額は手取り(天引きされた税金や社会保険料はのぞく)です。 ※家族全員の分を記入しましょう。
給与	円	
	円	
	円	
	円	
◆収入合計	円	

●今月の支出

○毎月金額に上下がある支出(流動支出)

単位:円

日付	食費	外食費	日用品	嗜好品	交通費		子ども費
合計							
★流動支出の合計:							円

○毎月ほぼ決まっている支出(固定支出)

税金(別に納めるもの)	円
国民年金・健康保険料	円
住居費(家賃など)	円
水道	円
ガス	円
電気	円
電話	円
NHK	円
授業料・給食費	円
こづかい(定額のもの)	円
駐車場代	円
返済	円
貯金	円
	円
★固定支出の合計	円

流動支出について

※費目は生活に合わせて自由に決めてください。最初は、「食費」と「それ以外」というおおまかな分け方でもかまいません。

※多いと思っている費目、たとえば「コンビニ費」「子ども費」など、自由に設定してみましょう。

※(収入-固定支出)÷4で1週間に使えるおよその額がわかります。

◆支出合計 (★固定支出+★流動支出)	円
◇翌月のくりこし金 (収入合計-支出合計)	円

家計相談Q&A

Q1 家計簿は毎日つけなくてははいけませんか？

A1 週に1回とか、まとまった時間がとれるなら、1か月分まとめて1回でもかまいません。ただし、「じかんができたとき」ではなかなかできませんから、「この日」とあらかじめ決めておきましょう。

Q2 レシートはどう整理すればよいですか？

A2 まず、なくさないように1か所にまとめておくことが大切です。

きちょうめんな方はノートに貼ったりしていますが、そこまでできる方はなかなかいません。

ひと月分のレシートを入れる封筒や箱を用意しましょう。家族がいるときは、家族も目に付きやすいところに箱を置くと、協力してもらいやすいでしょう。

Q3 使い道のわからない支出があります。どうすればよいですか？

A3 レシートをもらえない買い物などもありますので、2000~3000円ぐらいの範囲なら、「雑費」としておいてかまわないでしょう。

ただし5000円以上になるようでしたら、思い出すように努めましょう。

これからはできるだけレシートやメモをとっておきましょう。

Q4 やっぱり、ひとつひとつ書いていくのは苦手です。楽にできる方法はありませんか？

A4 記入するレシートや領収書の枚数を減らしましょう。

①口座振替できるものは口座振替にする。…通帳に記帳されます。

②計画的に買い物をするようにして、お店に行く回数を減らす。…レシートの数が減ります。まとめ買いや、よぶんなものを買わないようにすれば、もっと記録する項目が少なくなります。

③収入は、給与明細をノートに貼ってしまう。

Q5 「ちょきん」をしたいのですが、どうすれば貯まりますか？

A5 月末にあまった分を「ちょきん」するのではなく、最初から「いくら」と決めて、ちょきん箱に入れたり、銀行口座に残しておいたり、会社でお給料から天引きされるような財形貯蓄をするとよいでしょう。

<さまざまな相談窓口> 法律相談のほかにも、お困りのことを相談できる場があります。

